

1. 事業目的

神戸市では、神戸経済の持続的成長を促すため、「若者が起業しやすいまち」「起業家が身近なまち」を目指し、起業家（スタートアップ）のエコシステム構築に向けた取り組みを進めている。

本事業は、その一環として、高校生・大学生・若手社会人などの起業に関心がある若年層を対象にコミュニティを形成し、既存の起業支援機関及び市内のスタートアップ等の様々なステークホルダーと連携することで、多様なニーズに合った支援を提供し、まち全体でサポートする仕組みを構築することを目的とする。

2. 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 事業内容

1) 趣旨

- ・ 本事業の運営受託者は、起業家育成プログラムを実施する関西圏の教育機関や既存の支援コミュニティ（以下、「起業支援機関」）と共に連携し、集客・イベント企画・登壇者の紹介・その他双方の持ちうる機能で互いの支援を補完しあうことを意識し、街全体で起業家・挑戦者を後押しする仕組みの構築を目指す。
- ・ 活発なコミュニティ形成には対面でのコミュニケーションが必須であるため、本事業のイベントなどの施策は、基本的にはオフラインでの実施を前提とするが、社会情勢や対象者のニーズに合わせて一部オンラインでの実施も可能とする。
- ・ 本事業の運営受託者は、学生・若手社会人を対象とし、本事業の運営主体として、下記「5) 具体業務内容」に記載する①から⑩の内容に加え、神戸市との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

2) ターゲット

- ・ 本事業のメインターゲットは、下記に定める通り、中学生、高校生、大学生(院)、社会人等を含む、起業に関心のある層である。ただし、起業関心層に届けるために他の層やステークホルダーとの協働などを実施するものとする。
- ・ 本仕様書において、支援対象分類の定義はそれぞれ下記のとおりとする。
 - ① アンタレプレナーシップ教育層（本事業直接のターゲットではなく、連携先と協働し周知する先）
起業のための実働や実践ではなく、学びとしてのアンタレプレナーシップ教育に関心があるものの、起業や活動に結び付けることを想定していない層。
 - ② 起業関心層（本事業でのメインターゲット）
起業に興味を持っているが能動的に行動をしていない層、行動したいが仲間・知識・ロールモデルとの出会いが不足しているがゆえに行動が止まっている層や、アイデアがない・もしくはアイデアはあるが起業の仕方がわからない層、起業家や近い関心の若者と交流しキャリアを検討したい層を対象とする。主に、アイデア出し、アイデアや課題の検証や、実践の第一歩を行なおうとしているフェーズを想定する。起業の理解や他の選択肢も検討するために、インターンに進む者もいると想定する。

③ 起業準備層（サブターゲット）

起業をしたいという意思があり、それに向けて準備や実践を行い、知識や仲間などを求めている層。実際に起業をする意思があるものの、起業準備を進める中でインターンに進む者もいると想定する。

④ 起業家層（本事業で生み出していきたい層）

下記に記載する KPI の対象であり、令和 5 年度以前の本事業や神戸市の事業に関わった先輩起業家の登壇という形で、令和 6 年度事業でも関わることを想定する。

3) 事業実施における前提（活用できるリソース）

- ・ 本事業は令和 5 年度「KOBE ワカモノ起業コミュニティ（若年層向け起業家創出促進事業）」の運営を引き継ぐものとし、令和 5 年度に構築済みの下記リソースも、活用するものとする。
 - KOBE ワカモノ起業コミュニティの WEB サイト (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)
 - オンラインコミュニティ用の Slack、公式 LINE、Instagram などの SNS やツール
 - Slack と LINE 内の参加者（オンラインコミュニティメンバー）
 - その他令和 5 年度に繋がりのある高校、大学などの教育機関やその他の支援機関とのネットワーク

4) 事業 KPI

- ・ コミュニティメンバー 150 名
起業関心層などに広くアプローチし、起業関心層 150 名が本事業の施策（イベント等）に参加し、起業関心層 150 名以上の起業関心層がコミュニティに参加していることを目指す。（令和 5 年度以前の参加者は 150 名にはカウントしないものとする。）
- ・ 市内企業へのインターン 10 名
起業関心層の成長や、起業への理解を体感的に促すことができる、スタートアップ等のインターン先を発掘し、マッチングの場を提供。10 人以上が市内のスタートアップ等の企業へインターンに進むことを目指す。
- ・ 若手起業家 10 名
受託者は、本業務期間終了までに、本コミュニティと関わった者で、10 名以上が、事業期間中及びコミュニティ参加前 1 年以内に起業に至ることを目標とし、その状況を把握する。ただし、個人事業主（開業届）・法人などの形態は問わない。

5) 具体業務内容

① コミュニティマネージャーの配置

（主な支援対象：②起業関心層、③起業準備層）

- ・ コミュニティマネージャーは主に下記に記載する②から④の業務を実施する主体であり、イベント等の企画・実施・運営、オンラインコミュニティの運営を含む、本事業に関わる関係者（起業関心層、起業支援機関、企業）との連絡窓口の役割を担い、運営業務における調整を行う。なお、下記⑤～⑪の項目に関してはコミュニティマネージャー以外の事業運営メンバーで担当することも可能とする。
- ・ 学生を含む起業関心層のニーズの把握などのコミュニケーションに長け、かつ神戸市内外の起業支援機関とのコミュニケーション及び調整を行うことができる人物を配置すること。

- ・ 本事業の運営事業者は、上記役割を担い、神戸市内で活動できるコミュニティマネージャーを最低2名配置すること。

② 起業支援機関との連携・既存の起業家支援プログラムの把握・情報発信

(主な支援対象：②起業関心層、③起業準備層)

- ・ 本事業の概要説明、募集中のイベント情報、インターン情報、起業支援マップ、各種 SNS へのリンクを掲載した WEB サイトの更新・維持・管理・運用を実施すること。
- ・ 神戸市内外の起業関心層が参加できる、起業支援機関が行う各種プログラムや施策について、各支援機関と連携し、広く情報収集を行い、その情報を起業関心層が受け取ることができるように、オンラインコミュニティ (Slack) や SNS (LINE、Instagram) で発信すること。
- ・ 情報の内容に応じて委託事業者や神戸市でつながりのある高校、大学などの教育機関や、連携している起業支援機関にも共有し、その際、情報の受け取り手が内容を理解しやすく、興味関心を持つデザインや掲載内容を精査し実装すること。
- ・ 神戸市内などで行われている学生主体の交流会にも積極的に足を運び、本事業の案内を行なうこと。
- ・ オンラインコミュニティ内で、起業関心層が相互に起業関連情報の共有し合える環境を作ること。
- ・ 年に1回、対象となる起業支援機関 (30 組織以上) の起業支援事業を可視化した起業支援マップを作成し、サイトと SNS などで発信すること。

(参考：連携可能な起業支援事業)

▶ 神戸市エンジニア創出事業：

起業を目指すエンジニアや、エンジニアリングを学びたい起業家を双方で情報共有、連携。

(<https://kobe-engr-lab.studio.site/>)

▶ その他、兵庫神戸内の大学、高校などの教育機関や行政機関、民間企業、学生コミュニティ、神戸市産業振興財団などの行政機関等

③ コミュニティメンバーの把握、支援対象者へのアンケート聴取およびそれに基づく事業の改善

(主な支援対象：②起業関心層、③起業準備層)

- ・ 各種イベント、プログラム実施の際にアンケートを実施し、本事業の改善につなげること。
- ・ コミュニティマネージャーは、年に2回、コミュニティメンバー向けにアンケートを実施し、コミュニティ参加者・支援対象者の支援ニーズや起業準備段階を把握すること。
- ・ 聴取する項目は、参加者の所属 (学生の場合は学年も)、起業への興味、求めている支援内容、起業家の場合は事業名・法人名及び形態 (個人事業届もしくは法人)、設立年月、インターン実績 (インターン先、時期)、就職実績などを想定する。

④ オンラインコミュニティの管理・運営

(主な支援対象：②起業関心層、③起業準備層、④起業家層)

- ・ 本事業の中心的価値は「リアルで、顔の見えるコミュニティ」と想定しており、コミュニティ参加メンバーへの連絡ツール及び情報共有ツールとしてオンラインコミュニティを運営すること。
- ・ Slack などのチャットツールを活用し、起業関心層が互いに交流できる場をオンライン上で提供する。

- ・ 起業関心層同士やコミュニティ間が活発に交流できる工夫を行うこと。
- ・ コミュニティ参加者には自己紹介（所属、起業への関心、市内在学在住など）や、積極的な関与を促し、入会時など必要に応じて個別でのフォロー連絡も実施すること。
- ・ ネットワークビジネスなどのリスクを加味し、オンラインコミュニティに入る際の注意事項や、禁止事項等を定め、その禁止事項に触れた者は神戸市と協議の上、対応すること。
- ・ Slack などビジネスツールの活用が難しい起業関心層向けに、LINE 及び Instagram から問い合わせを受け、その連絡窓口業務を行なうこと。

⑤ 起業に関するオフライン相談窓口及びメンターの設置

（主な支援対象：②起業関心層 ③起業準備層）

- ・ メンター（相談員）を配置し、起業に関する無料の相談会を1か月に2回以上（1回あたり2時間以上）原則オフラインで実施すること。ただし、社会情勢や参加者のニーズに応じてオンライン、・オフライン双方を活用し、起業関心層が相談しやすい仕組みを構築すること。
- ・ 相談会場は市内のコワーキングスペース等、起業関心層が足を運びやすい場所を神戸市内で確保すること。
- ・ メンターはアイデア段階の相談なども広く受け入れ、インターンを含む他の起業支援施策への誘導も念頭に入れること。必ずしも起業に結び付かずとも、相談者に最適な内容を、相談者と対話を行ないながら提案すること。
- ・ メンターは起業やキャリアを支援する上で十分な起業/経営知識を有しつつ、支援対象者が気軽に相談できる者、もしくはロールモデルとなりえる先輩起業家を配置すること。ただし、コミュニティマネージャーをメンターとして配置することや、他の起業支援機関と連携し、定期的な相談を依頼する形でメンターとして配置することも可とする。

⑥ インターンを促進する仕組みの構築

（主な支援対象：②起業関心層、③起業準備層）

- ・ KPI である、起業関心層による市内スタートアップ等の企業へのインターン10名採用の達成に向け、神戸市内のスタートアップ等の企業を発掘・選定した上で、サイトへの掲載やコミュニティでの発信等による参加者募集を実施する。
- ・ 起業関心層が成長し、起業や仕事について体感的に理解が深まるインターン先、という条件も加味した上で、神戸市と協議の上10社以上のインターン先を選定、連携すること。
- ・ 参加企業のインターンに関する情報（企業名、企業側のニーズ、募集期間、募集要項、給与条件、勤務時間、勤務地などインターン条件）を把握し、KOBE ワカモノ起業コミュニティのWEBサイトに掲載すること。
- ・ インターンに関心がある起業関心層に対して、本事業の相談機能も活用し、フォローアップを行うこと。

【イベントに関する業務】

- ・ 下記⑦～⑩のイベント関連業務に関しては、学生の声や起業支援機関との連携を加味してイベントの実施をすること。ただし、内容については、提案書及び事業の途中で事業者からの提案があれば、神戸市担当者と協議の上、別イベントを実施検討することも可能とする。

⑦ 起業関心層、起業家、支援者を集めたイベントの実施（12月頃に1回）

（主な支援対象：②起業関心層、③起業準備層、④起業家層）

- ・ 起業関心層、起業準備層、起業家及び起業支援機関の支援担当者などが一堂に会し、相互理解を深める交流イベントを実施すること。その際、ロールモデルとなりえる神戸市内の先輩起業家を積極的に招くこと。

⑧ 起業に関心のある新入生を対象としたイベントの実施（9月末までに1回）

（主な支援対象：①アントレプレナーシップ教育層、②起業関心層）

- ・ 起業関心層を対象としたロールモデルとなる起業家が及び同じ関心をもつ仲間との出会いとなる交流イベントを実施すること。
- ・ イベント参加者へコミュニティへの参加を促すこと。
- ・ 教育機関と連携し参加者の集客を行うこと。

⑨ 他コミュニティと連携した先輩起業家との交流会の開催（年間1回以上）

（主な支援対象：②起業関心層）

- ・ 神戸市内の学生コミュニティや他の起業支援機関と協働で、起業関心層のニーズに合ったイベントを年間1回以上実施すること。
- ・ 起業関心層が身近に感じつつも、ロールモデルとなりえる先輩起業家との交流を目的としたイベントも想定する。また、ゲストに関しては、積極的に神戸市出身の起業家を選定し、招聘すること。
- ・ 支援対象者のニーズに合わせて、変更も可能とする。ただし、内容詳細に関しては神戸市や連携先と協議の上決定する。
- ・ （参考）令和5年度は参加者からのニーズに合わせ、文部科学省トビタテ！留学 JAPAN 等と連携し、海外への挑戦をした先輩学生起業家の登壇イベントを実施。追加の提案がない場合、同企画を実施することも検討可能。

⑩ 起業支援組織向けの交流会の開催（年間1回以上）

- ・ 年間1回、起業支援機関の担当者同士の情報交換、互いの施策や課題の把握、起業支援マップの周知などを目的とした機会を設けること。（オンライン、オフラインは問わない）

⑪ 業務継続性の担保

- ・ 本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本事業終了日までに本市が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継に伴う一切の作業を円滑に提供できるようにすること。なお、それにかかる経費は本事業委託費に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと

下記①～⑪を行なう上で、いずれの項目においても、神戸市は、受託者による代替案や神戸市との協働等の追加提案を受け付ける。

5. 業務報告書について

1) 業務報告書(電子データでの提出とします)

① 業務の実施中に提出する書類(毎月 10 日までに提出)

- ・月次報告書 1 部

下記項目を含むものとする。

- 1. コミュニティ参加者数と、その属性
(学生と社会人数、神戸市内在勤在学在住かの情報など)
- 2. オフライン相談窓口での対応実績
 - ・所属、事業名と相談内容の概要
- 3. イベントの実施結果
 - ・イベント概要、登壇者、参加者数
 - ・参加者の属性、所属、流入経路分布、起業関心
- 4. 連携支援先のリスト
 - ・支援者のリストの機関名とプログラム
 - ・起業マップ、集客協力、訪問、イベント連携などの連携項目
- 5. コミュニティ参加起業家リスト
 - ・直近 1 年以内に起業家の所属、起業時期、個人・法人名、流入経路、神戸市内での拠点有無
 - ・プログラムに登壇や協力した起業家の名前と法人名、出身校、神戸市内での拠点有無
- 6. インターン実績
 - ・インターン募集企業のリスト
 - ・インターンマッチング件数
 - ・インターンに進んだ参加者の所属、インターン先、時期
- 7. コミュニティメンバーへのアンケート結果(実施月のみ)
 - ・参加者の所属(学生の場合は学年も)、起業への興味、求めている支援内容、起業家の場合は事業名・法人名及び形態(個人事業届もしくは法人)、設立年月、インターン実績(インターン先、時期)、就職実績
 - ・アンケート分析結果

② 業務の完了時に提出する書類(令和 7 年 3 月末日提出)

- ・業務完了届 1 部
- ・業務報告書 1 部
月度報告書をまとめた内容に加え、次年度に向けた提案
- ・その他、業務によって得られた資料一式 1 部

2) 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務委託書について確認を行う。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

納品場所：神戸市経済観光局新産業創造課

6. 委託料(上限)

6,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

7. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。なお、当該業務遂行責任者はコミュニティマネージャーを兼務することも可とする。

2) 開発環境

設計・開発については、受託者において必要な環境を用意すること。

3) 進捗管理

本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

4) スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

本業務全般を通じて、関西の周辺自治体等との連携に意識して取り組み、神戸市の要請に応じて、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を含む自治体との連携協議に神戸市とともに対応すること。

5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

6) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する SNS や WEB サイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和 7 年 4 月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ③ WEB サイトに関して、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1 年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。

7) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」と

いう。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。

- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

8) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

10) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

11) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

12) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上

